

# FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

相続人に未成年者や認知症、又は行方不明者がいたら

平成30年 3月号

**相** 続が開始されたとき、いつも相続人全員が健康な成人であるとは限りません。ケースに応じた相続手続きと相続税について確認をしておきましょう。

## I. 相続人に未成年者がいる：

例えば、夫が亡くなり、妻と2人の未成年の子が相続手続きをする場



合には、通常の契約の時のように親が子の法定代理人となることはできず、共同相続人としてお互いに利害関係が衝突する行為(利益相反行為)であるとして、2人の子それぞれに「特別代理人」を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません。特別代理人となる人に制限はありませんが、選任申立の際に、遺産分割協議書(案)が必要で、原則として、未成年の子に不利(法定相続割合を下回る)な内容であった場合には特別代理人の選任が認められません。通常、申し立てから3週間程度で選任されます。

● 裁判所への手続きが加わり、且つ自由な遺産分割が制限されるというのはやはり煩わしいことですので、例えば、未成年者が申告期限までに成人に達するときは、その日まで待って遺産分割協議を行ったり、又、相続税がかからない場合にはそのまま放置しておき、成人に達してから遺産分割協議を行うことも選択肢の一つです。

● 相続人が未成年者のときは、その未成年者が20歳になるまでの年数(1年未満切り上げ)1年につき10万円が未成年者控除として相続税額から控除されます。

**II. 相続人に判断能力の不十分な人がいる：** 認知症・知的障害者等で判断能力が不十分な相続人が遺産分割協議を行っても無効ですので、成年後見人の選任を行わなければなりません。

● 成年後見制度は大きく分けると、判断能力が不十分となってから関係者(配偶者・四親等以内の親族等)が裁判所に申し立てる法定後見制度と、本人が十分な判断能力があるうちに自分が選んだ代理人(任意後見人)に代理権を与える契約を公正証書で行い、後日、判断能力が低下してから裁判所に任意後見監督人を選任してもらい、その監督のもと任意後見人が本人を代理して契約等を行う任意後見制度の2つの制度があります。この場合は前者による選任となり、協議においては法定相続分の確保を求められます。

● 成年後見人がついた相続人(成年被後見人)は相続税法上「特別障害者」として取り扱われ、その者が満85歳になるまでの年数(1年未満切り上げ)1年につき20万円で計算した額が「障害者控除」として相続税額から控除されます。

## III. 相続人の中に行方不明者がいる：

相続人が一人でも欠けた遺産の分割は無効です。従って、行方不明者がいる場合には、原則として行方不明になってから7年(船舶事故や震災等の危難失踪の場合は1年)を経過し「失踪宣告」を受けることによりその相続人が死亡したとみなされる迄は遺産分割協議ができないこととなります。しかし、それではその遺産の管理、相続手続き等に大きな支障が生じますので、共同相続人は「不在者財産管理人」の選任を裁判所に申立て、選任された不在者管理人と遺産分割協議を行うことができます。選任には調査ケースにより数か月の期間を要し、なる人の資格に制限はありません。